



冷凍空調会報

No.170
2024.2

- 新年名刺交換会について
- 令和5年度冷凍空調高圧ガス保安大会



— 菜の花畑と開間岳 —
(写真協力:公益社団法人 鹿児島県観光連盟)

一般社団法人 鹿児島県冷凍空調工業保安協会

令和6年 新年名刺交換会



(鎌田会長 賀詞あいさつ)



(柴立顧問あいさつ)



(中元顧問あいさつ)

新春恒例の新年名刺交換会が、去る1月10日(水)、鹿児島サンロイヤルホテルで会員・賛助会員のみ86人の参加のもと開催されました。

鎌田会長は賀詞を述べた後、能登半島地震でお亡くなりになられた方々、それに引き続き羽田空港での衝突事故で亡くなられた方々のご冥福を謹んでお祈り申し上げると述べた。

その後、「昨年11月30日からUAE(アラブ首長国連邦)のドバイで開催されたCOP28では、昨年が記録上最も暑い1年となることに深刻な懸念を表明し、パリ協定に沿って産業革命前からの気温上昇を1.5℃に収めるため『化石燃料からの脱却』を進めるとした成果文書が採択されたと述べた。

我々、冷凍・空調設備業界が機器の冷媒として用いる『フロン類』は、オゾン層保護法、フロン排出抑制法の規定による生産規制や排出削減の対象となっている。

一方、冷凍・空調設備は、一次産業をはじめ高度な産業・物流基盤を支える重要なインフラとしての役割も担っており、私共がこうした社会的な責務を果たしていくためには、

フロン排出抑制法に規定する排出削減の更なる実効性の確保、施工品質の向上、技術者の養成・確保が課題となっている。

『フロンガスを漏れない・漏らさない』ためにも、施工技術の向上・確保、メンテナンス技術の向上は、我々業界が一丸となって取り組むべき課題である。

当協会としては、今年も組織の充実強化はもとより、関係法令の周知・啓発、業務に関連する各種技術者や技能士育成のための講習会の実施、関係機関との連携などに努めていくこととしており、会員各位の支援・協力をお願いしたい。」と挨拶。

その後、協会顧問の柴立県議会議員、中元鹿児島市議会議員からそれぞれ挨拶をいただき、伊地知鹿児島県空調設備工業会会長の新年にふさわしい元気な音頭で乾杯。

参加者の皆さんは、和やかな雰囲気の中で、新年の決意も新たに今年の展望や抱負を語り合い、最後に新井冷凍設備工業会会長の一本締めで、今年一年のいやさかを願い会を閉じました。

令和5年度 冷凍空調高圧ガス保安大会



令和5年度の冷凍空調高圧ガス保安大会が昨年10月21日(土)、鹿児島市のポリテクセンター鹿児島で、会員約30名の参加のもとに開催されました。

冒頭、鎌田会長が、「令和4年の高圧ガス関係事故年報によると、高圧ガス保安法関係製造事業所の全事故件数が557件で、そのうち冷凍保安規則に係る事故件数が272件で全事故件数の約50%を占めている。

この冷凍保安規則に係る事故件数272件のうち、フルオロカーボンに係る事故が232件、アンモニア34件、炭酸ガス5件等となっており、事象別では268件が漏えい事故で、破裂破損等が2件、火災が2件であった。

漏えい事故は、腐食や疲労による機器・配管等の本体からの噴出・漏えいが192件、締結部や可動シール部からの噴出・漏えいが40件、外部衝撃等その他による事故が38件となっている。

その原因のほとんどは、腐食管理の不備や検査管理の不良によるものである。

このため、高圧ガスの一層の保安の確保や事故の防止に、万全を期することはもとより、近年、地球温暖化の影響とみられる大規模な風水害が全国各地で相次いでいるが、代表的な冷媒であるフロン類は、地球温暖化に深刻な影響をもたらす温室効果ガスでもあることから、更なる冷凍空調設備工事の施工品質の向上・確保に向けて、冷凍空調設備業界が一丸となって、取り組まなければならないと考えている。

そのため、技術・施工能力の向上、安全対策には今まで以上に、積極的に取り組んでいただくとともに、高圧ガス保安法やフロン排出抑制法など、

関係法令の遵守、従業員に対する教育訓練の実施や定期的な自主点検の徹底など、自主保安体制の充実に努めていただきたい。」と挨拶。

続いて、特別功労者(社)及び優良従業員の表彰のあと、県消防保安課の永里主事から高圧ガス保安法関係の講話、鹿児島県中小企業支援課の山澤津主幹・川畑主査から、「中小企業における事業承継税制の概要」のテーマで講演が行われました。



表彰

(敬称略)

👑 特別功労者(社) 表彰

鈴木 義仁 (新生冷熱工業(株))
上野 貴男 (株)コールドテクノ)
東テク(株)鹿児島営業所

👑 優良従業員表彰

永長 真治 (株)コールドテクノ
鎌田 忠彦 新生冷熱工業(株)
野口 浩司 新生冷熱工業(株)
日高 博光 新生冷熱工業(株)



第5回 フロン会及び青年部会合同チャリティゴルフコンペを開催

ゴルフ競技会を通じて、会員相互の更なる親睦・交流を図ることを目的に、令和2年2月に「フロン会」（会長：鎌田正司 現在の会員数：41社）が発足したところですが、今回は青年部会との合同で「チャリティゴルフコンペ」が下記の通り開催されました。

日 時：令和5年11月8日（水）

場 所：蒲生カントリークラブ

参加者：23名

（フロン会会員13名、青年部会会員10名）

今回のチャリティコンペは、コロナ・インフルエンザの両感染症を吹き飛ばすような快晴の下で開催され、日中の最高気温は25度近くに達する1日となった。今回のコンペもダブルペリア方式（同ネットの場合は年齢順）で開催され、和やかに腕を競い合いました。

今大会の優勝者は、(有)三笠空調設備の永迫格様、準優勝は同じく(有)三笠空調設備の永迫正様、第3位が東都設備工業(有)の横手康弘様で、当日の実力No.1ベストグロス賞は(株)九州プラントの石神則人様でした。

なお、参加された方々からのチャリティ額は、46,500円で、前大会同様に11月13日に社会福祉法人鹿児島県共同募金会に寄附させて頂きました。

なお、フロン会への加入は随時受け付けておりますので、加入を希望される方は、事務局までお気軽にお電話ください。



会 員 情 報

●代表者が変わりました。

事業所名	代表者名	住 所	T E L
ライフエンジニアリング(株)	(新) 渡辺 丈 (旧) 大園 清仁	〒892-0848 鹿児島市平之町9-10	099-219-5515

*会員の皆様には、代表者や住所、社名等に変更があった際は、事務局までお知らせくださるようお願いいたします。

会社紹介

有限会社 エフ・テック

【会社概要】

代表取締役：古屋 秀樹

事業所：〒891-1302 鹿児島市東佐多町2155-8

電話：099-245-5711

FAX：099-245-5711

E-mail：ftec@cnc.bbiq.jp

事業内容：空調設備工事、電気工事

登録資格：建設業許可 管工事業・電気工事業

鹿児島県知事許可（般-4）第15396号

第一種フロン類充填回収業者 46-1-1060

冷凍空調施設工事業所認定証 46-A-136

「空調機の事ならなんでも」をモットーに設計、施工、メンテナンスで県内及び宮崎まで対応しています。小さな会社ですが、皆様に喜んでいただけるように頑張っています。

会社紹介

株式会社 クリエーション橋

【会社概要】

代表取締役：橋元 隆

事業所：〒890-0066 鹿児島市真砂町85番7号

電話：099-254-3336

FAX：099-251-6661

E-mail：contact@creation-hashishashi.co.jp

URL：https://www.creation-hashishashi.co.jp/

事業内容：冷暖房設備工事、建築一式工事、サイン工事、宅地建物取引業

登録資格：管工事業・建築工事業他 鹿児島県知事許可（特-2）第11325号

一級建築士事務所 鹿児島県知事登録 第1-28-148号

屋外広告業 鹿児島県屋外広告業登録 第286号

宅地建物取引業 鹿児島県知事（1）第6319号

快適な空間作り。そこには、お客様の夢がいっぱい。

確かな技術・豊かな経験で、夢を形に致します。

当社は、夢と安心の架け橋です。

会社紹介

カネダ設備ガス 株式会社

【会社概要】

代表取締役：金田 共央

事業所：〒899-4101

曾於市財部町南俣24番地5

電話：0986-72-1818

FAX：0986-72-2429

営業所：志布志営業所、都城営業所

E-mail：info@kanedasetubigas.co.jp

URL：http://www.kanedasetubigas.co.jp

事業内容：冷暖房設備工事、給排水衛生設備工事、

消防設備工事、水道施設工事、土木工事、LPガス供給及び卸売

登録資格：建設業許可 鹿児島県知事許可（特-3）第7763号



2014年度より経済産業省、資源エネルギー庁より中核充てん所として指定を受けました。企業として社会的責任を果たし、頼られるパートナーとして大隅半島のトップリーダーを目指します。

地方会員懇談会

(大島地区)

1 日時 令和5年12月8日（金）17：00～

2 場所 奄美ポートタワーホテル（奄美市）

3 出席者 会員6名、協会役員3名

4 懇談会内容

(1) 会長あいさつ

(2) 出席者自己紹介

(3) 概況報告

・令和5年度事業の実施状況及び今後の計画について

・各種届出の徹底について

(4) 意見交換

・冷媒フロン類取扱技術者講習会等の奄美地区での開催可能性について

・奄美地区での技能検定員の確保について 等

和やかな雰囲気の中、屈託のない意見交換が行われ、大変有意義な懇談会となりました。

なお、懇談会に先立ち、地元会員にも同行をお願いし、奄美市に対して要望活動を行いました。

具体的には、フロン類を用いる設備の設置・改修工事発注時には、高圧ガス販売事業届やフロン排出抑制法に基づく「第一種フロン類充填回収業者」の知事登録を行っていること、第一種特定製品の確実な定期点検の実施、改正フロン排出抑制法の市民への周知・啓発などの要望内容を記した要望書を諏訪副市長に手交し、同席した建設部建築住宅課中山課長等へも趣旨説明を行ったうえで、意見交換を行いました。



解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ



令和5年 **10月1日**
着工の工事から!!

事前調査は、 「建築物石綿含有建材調査者」^{※1} が行う必要があります!

- ※1・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
 - ・一戸建て等石綿含有建材調査者
(一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定)
 - ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者



事前調査は、 工事の規模にかかわらず すべての工事が対象です

工事対象となるすべての範囲について
石綿が含まれているか事前に調査
を行う必要があります (※2, 3)

- ※2 事前調査は、建築物石綿含有建材調査者等が行う必要があります
- ※3 事前調査については、「文書」と「目視」による方法が原則ですが、事前調査の方法については、例えば、解体等対象建築物等の着工日等が平成18年(2006年)9月1日以降であることを、設計図書等の文書で確認する方法などが認められており、この場合は事前調査者の資格まで必要ありません

事前調査結果の 報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、
パソコン・スマホから24時間報告できます (※4)

一定規模以上の工事は、
施工業者(元請事業者)が労働基準監督署と
都道府県等に対して、事前調査結果の報告を
あらかじめ行う必要があります (※5)

- ※4 システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます
- ※5 裏面「報告の対象となる工事・規模基準」を参照



詳細は、石綿総合情報ポータルサイトを
ご確認ください
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>



事前調査結果報告システムによる報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計 80 m ² 以上
	改修 (※1)	請負金額が税込 100 万円以上
特定の工作物 (※3)	解体・改修 (※2)	請負金額が税込 100 万円以上

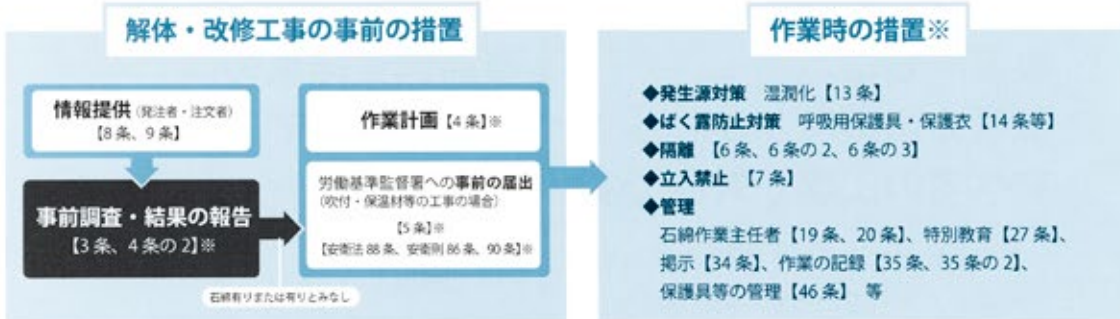
} 材料費も含めた
工事全体の請負代金

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです（なお、事前調査自体は以下に限らず全てが必要です）
- ▶ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
 - ▶ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
 - ▶ 焼却設備、貯蔵設備（設物を貯蔵するための設備を除く）
 - ▶ 発電設備（太陽発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ▶ トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
 - ▶ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
 - ▶ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く）※令和5年10月1日から追加



事前調査結果を踏まえた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります
適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します ※は罰則規定のあるもの
建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関連する法律としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります

**詳細は、石綿総合情報ポータル
サイトをご確認ください！**

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています

各種手続きについて

事前調査結果報告システム
の操作方法について

石綿事前調査結果報告システムをご利用頂く前に「利用者マニュアル・基本操作編、詳細機能編」を参照ください

G ビズ ID について

G ビズ ID トップ画面「gBizID で行政サービスへのログインをかんとんに」をご確認ください（他ご不明点はお問合せ先まで）

日設連 青年部会理事会を鹿児島で開催

第32回日設連青年部理事会が、昨年11月22日(水)鹿児島市の城山ホテル鹿児島で開催された。

全国から約25人の会員が出席した中、鹿児島県冷凍空調工業保安協会青年部会(肱元格会長)が鹿児島県の活動内容を紹介すると共に、冷凍・空調設備業界における、社員の採用・確保に向けた意見交換を行った。

日設連青年部会理事会の鹿児島での開催は初めてであったが、意見交換会では、鹿児島県冷凍空調工業保安協会青年部会の岩元尚浩理事が、昨年10月に鹿児島市内で開催された「雇用促進セミナー」での学びを述べ、地域の特性に基づいて募集方法を考える大切さを主張した。

また、他の委員の提案で「働きやすい環境づくり」もテーマに話し合い、日常的なコミュニケーションの重要性を共有した。

会の最後に肱元会長が「今後も各種講習会等を開催し、情報交換を続けていく。さらに横のつながりを強化して人材確保につなげていきたい」と話した。



冷媒フロン類取扱技術者の更新講習等について

平成27年4月に施行された「フロン排出抑制法」を受けて、業務用冷凍空調機器の冷媒の充填・回収及び点検について、「十分な知見を有する者」として、平成26年度から第一種及び第二種の「冷媒フロン類取扱技術者」の養成に努めてまいりました。

この冷媒フロン類取扱技術者資格の有効期限は5年間のため、更新手続きを行わないと失効することから、当該技術者として皆様に資格を継続していただくため、当保安協会でも平成30年度から「更新講習会」を実施しております。

本年度は、9月9日(土)にポリテクセンター鹿児島で開催し、66名の受講者が講習及び修了考査試験に熱心に取り組んでいました。この「更新講習会」につきましては、有効期限到来の1年前及び有効期限が切れてから1年未満の方が受講できます。

また、新たに当該技術者の資格取得を目指す方々のため「冷媒フロン類取扱技術者講習会(第一・二種)」も、引き続き開催を予定しておりますので、こちらも日程等詳細が決まり次第、ホームページ等でご案内します。



(第一種冷媒フロン類取扱技術者講習会)
【令和5年9月9日(土)】

冷凍空気調和機器施工技能士検定試験 学科試験準備講習会

～国家資格の技能士を目指して～

- ◇ 学科講習日 令和5年12月16・17日
- ◇ 場 所 ポリテクセンター鹿児島
- ◇ 受 講 者 2級 3名

今回の学科試験準備講習会には3名が参加し、全員が検定試験合格に向けて、熱心に受講していました。



【令和6年1月7日(日) 実技検定試験の様子】

なお、本番の検定試験は、実技が1月7日、学科が1月28日に実施され、合格発表は3月8日の予定です。

また、実技検定のための受検準備講習会は、ポリテクセンター鹿児島様の主催で、昨年(令和5年)の11月18・19日の2日間実施され、4名が受講しました。

発行日 令和6年2月9日発行
発行所 〒890-0064
鹿児島市鴨池新町6番6号
(一社) 鹿児島県冷凍空調工業保安協会
TEL (099) 254-3948
FAX (099) 258-4839
E-mail krac@arion.ocn.ne.jp
ホームページアドレス
<http://kagoshima-reiku.com/>